5　手続等
⑴　担当部署　〒330―0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町１―11―20　東日本高速道路株式会社関東支社　技術部　調達契約課　矢澤佐奈子　電話048―631―0020
⑵　契約図書の交付期間及び方法
①　交付期間　和元年５月31日(金)から令和元年６月21日(金)まで。
②　交付方法　当社ホームページに掲載する。
⑶　参加表明書の提出期間、場所及び方法
①　提出期間　令和元年６月21日(金)午後４時まで。
②　提出場所　上記⑴に同じ。
③　提出方法　郵送(書留郵便または信書便)もしくは持参。
⑷　技術提案書の提出期間、場所及び方法
①　提出期間　令和元年８月19日（月）午後４時まで。
②　提出場所　上記⑴に同じ。
③　提出方法　上記⑶③に同じ。
6　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　契約保証　必要。
⑶　契約書作成の要否　要。
⑷　前金払の有無　有。
⑸　関連情報を入手するための照会窓口は上記５⑴に同じ。
⑹　技術提案書のヒアリングを行う。
⑺　詳細はホームページに掲載する手続開始の公示（説明書）による。
7　Summary
⑴　Subject matter of the contract :
①　Seismic reinforcement design of Azumagawa bridge in KAN-ETSU Expressway
②　Seismic reinforcement design of Numaogawa bridge in KAN-ETSU Expressway
⑵　Time limit to express interests : 4 : 00 P.M. 21 June 2019
⑶　Time limit for the submission of proposals : 4 : 00 P.M. 19 August 2019
⑷　Official in charge of the contract of the procuring entity : Tomomichi Takahashi, Director General of Kanto Regional Head Office, East Nippon Expressway Co., Ltd.
⑸　Classification of the services to be procured : 42
⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese
⑺　The contact point for documentation relating to the proposal : Sanako Yazawa, Deputy Manager of a Procurement & Contract Section, Technology & Procurement Department, Kanto Regional Head Office, East Nippon Expressway Co., Ltd. 1―11―20 Sakuragicho, Omiya-ku, Saitama city, Saitama prefecture, 330―0854 TEL : 048―631―0020

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

北海道開発局開発監理部が発注する北海道警察学校新営（４期）19設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。
令和元年５月31日
北海道開発局長　水島　徹治
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01
1　業務概要
⑴　業務名　北海道警察学校新営（４期）19設計業務
⑵　業務内容　本業務は、北海道札幌市において計画されている北海道警察学校（本館・講堂・渡り廊下）の建築及び建築設備に係る設計業務及び積算業務を行うものである。
⑶　履行期限　令和３年１月29日
2　資格審査申請書の申請方法
⑴　受付期間　令和元年５月31日から令和元年６月14日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。なお、令和元年６月15日以降当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。
⑵　受付場所　〒060―8511 札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎　北海道開発局事業振興部工事管理課（電話011―709―2311内線5480）
⑶　提出方法　⑵の受付場所に持参又は書留郵便により提出すること。
3　設計共同体としての資格及びその審査
次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと決定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年10月１日付け北海道開発局長。以下「平成30年10月１日付け公示」という。）１（工事区分及び業種区分）の（測量等）の業種区分について設計共同体としての資格があると決定する。
⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとする。
①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
②　北海道開発局における業種区分「建築関係コンサルタント」に係る平成31・32年度一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること。
③　北海道開発局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
④　平成30年10月１日付け公示４（測量等）の③から⑤までに該当しない者であること。
⑵　業務形態
①　構成員の分担業務が、業務の内容により、設計共同体協定書において明らかであること。
②　一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、設計共同体協定書において明らかであること。
⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、設計共同体協定書において明らかであること。
4　一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い
３⑴②の決定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が決定されるためには、３⑴②の決定を受けていない構成員が３⑴②の決定を受けることが必要である。また、この場合において、３⑴②の決定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに３⑴②の決定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと決定する。
5　資格審査結果の通知
資格審査の結果は、北海道開発局長から資格決定通知書により通知する。
6　競争参加資格の有効期間
５の設計共同体としての資格の有効期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める期間とする。
⑴　発注業務の契約の相手となった者　競争参加資格が決定されたときから当該業務の完了払を受けたときまで
⑵　発注業務の契約の相手とならなかった者　競争参加資格が決定されたときから当該業務の契約が締結された日まで
7　資格審査申請書類
⑴　提出書類及び提出部数
①　競争参加資格審査申請書（設計共同体）１部
②　設計共同体協定書（副本）１部
⑵　申請書類の作成に用いる言語　申請書類は、日本語で作成すること。
⑶　申請書類の入手方法　申請書類は、次のアドレスにアクセスして得ること。
http://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/u23dsn0000000v1h.html
8　その他
⑴　設計共同体の名称は、「北海道警察学校新営（４期）19設計業務　△△・××設計共同体」とする。